

安政四年における改革組合村囚人番人足の制度改変

— 武州多摩郡小野路村寄場組合を事例に —

坂本 達彦

はじめに

関東取締出役の活動を支えるため、文政十年（一八一七）に改革組合村が関東のほぼ全域に設置された。一般に、改革組合村は四〇〜五〇ヶ村前後で一つの組合とし、各組合村の中心となる村を選び、そこを寄場と呼んだ。組合村の運営の中心となる役人は、寄場の村役人から選ばれる寄場役人、寄場以外の村の役人から選ばれる大惣代・小惣代である。また、罪人探索・

捕縛などを行う、道案内が置かれていた。

幕府は改革組合村を通じて治安・風俗の取締りなどを実施した。そのため、各組合は捕縛した囚人や関東取締出役より預けられた囚人の食費、護送時の諸費用などを負担した。

次第に関東取締出役から各組合に預けられる囚人が増加し、天保四年（一八三三）以降、このような囚人などを留置する施設として、おび圈が順次設置されて

い⁽¹⁾く。宮沢孝至氏は、圏が関東全域の寄場に設置されていく過程を詳細に検討している。氏の研究によれば、天保四年、幕府は囚人預けの急増に対応するため、寄場に圏の設置を義務づけ、同八年には再令を出した。さらに、同十五年には仕法替えを実施し、それまで圏が未設置だった寄場に新設させ、囚人番も番人を雇用して、常駐させることとした。また、圏は火附盗賊改の囚人拘留や、地域住民の更生施設としても利用された⁽²⁾。

圏の常設化は、高騰する囚人番関係入用への対応であったが、幕府の見積もり以上に囚人が増加し、実際には嘉永期以降、入用は高騰した。武州荏原郡下北沢村寄場組合では、嘉永期以降寄場への囚人預けが増加している⁽³⁾。このような状況は武蔵国のみではなく、上野国玉村宿寄場組合でも確認でき、当該組合では安政期に圏の運営をめぐる争論が発生している⁽⁴⁾。

先行研究では、天保十五年の仕法替え後における、圏の運営方式の変化については言及されていない。しかし、結論を先に述べれば、安政四年（一八五七）には、有者・無宿囚人の費用負担に関し、改変が実施さ

れているのである。

小稿では、この際の関東取締出役の指示と、改革組合村の対応を検討する。具体的には、武蔵国多摩郡小野路村寄場組合を事例に取り上げる。

一 小野路村寄場組合における天保十五年圏の仕法替え

1 小野路村寄場組合の概要

本稿で取り上げる小野路村寄場組合は、武蔵国多摩郡・都筑郡の三四ヶ村（現・東京都町田市・稲城市、神奈川県川崎市・横浜市）からなる組合である（表1）。寄場である小野路村（現・東京都町田市）は、東海道と甲州道中をつなぐ街道の宿場町である。この街道は徳川家康を久能山から日光山に改葬するさいに、霊棺が通過した道でもある。

当該組合の運営層は表2・3の通りである。小稿で取り上げる圏の仕法替えの問題に関して、大惣代又次郎、寄場役人鹿之助・利平次が出府する。又次郎は、苗字は石阪、諱は昌吉といい、当時の野津田村で最大の豪農であり、文政十二年（一八二九）以来大惣代を

表1 小野路村寄場組合34ヶ村

村名	高	備考	村名	高	備考
小野路	561.841	寄場	古沢	83.600	
下小山田	596.500		五力田	39.865	
上小山田	810.300	小惣代	片平	292.089	
上図師	310.111		万福寺	70.255	
下図師	262.632		早野	238.000	
野津田	823.158	道案内	寺家	214.418	小惣代
坂浜	275.948	小惣代	鴨志田	285.500	
広袴	77.412	道案内	成合	83.470	
平尾	191.227		上谷本	343.190	
真光寺	170.135		中谷本	52.580	
大蔵	552.604	大惣代	下谷本	459.180	
能ヶ谷	268.785		上鉄	279.762	
三輪	584.753		中鉄	99.088	大惣代
上麻生	608.622		下鉄	77.033	小惣代
下麻生	322.520	小惣代	黒須田	70.000	
岡上	308.143	小惣代	大場	184.910	
黒川	260.702		市ヶ尾	443.021	
栗木	180.520	小惣代			

出典：町田地方史研究会編『町田歴史人物事典』所収表を一部改変
 役職は文久3年正月

つとめ、賭博の厳禁、治安維持、貧民救済、農耕の奨励などに尽力し、名声を得たとされる。名主としても功績を上げ、天保十年（一八三九）には、領主より苗

表2 嘉永6年寄場組合役人一覧

	名前	居村	居村役職	持高	余業	就任年
寄場役人	鹿之助	小野路村	名主	75	質物	天保15年
	道助		名主	70	質物	嘉永4年
	角左衛門		鹿之助親後見			文政12年
	利平司		名主吉兵衛親後見	15	荒物	天保14年
	善助		名主	12.9	薬種	天保14年
	市三郎		名主	8.22		嘉永4年
大惣代	又次郎	野津田村	名主	80		文政12年
	久兵衛	下谷本村	元名主	68	升酒・荒物	天保9年
小惣代	丹次郎	下小山田村	名主	25		天保9年
	市右衛門	大蔵村	名主	8		天保7年
	助次郎	片平村	名主	18.3		天保14年
	増右衛門	下麻生村	元名主	30	水車	天保15年
	藤右衛門	中鏡村	名主	35		天保15年
	伊左衛門	坂浜村	名主	30.6	質物・水車	天保7年
道案内	幸蔵	野津田村	百姓		荒物	天保6年
道案内見習	太左衛門	野津田村	百姓		荒物	嘉永2年

出典：町田市立自由民権資料館寄託小野路細野利平家文書
 「組合高并寄場役人大小惣代道御案内人名前帳」

表3 文久3年寄場組合役人一覧

	名前	居村	居村役職	持高	余業	就任年
寄場役人	市三郎	小野路村	名主	8.5		嘉永4年11月
	十兵衛		組頭	4		天保14年12月
	吉兵衛		名主	16	荒物・旅籠屋	嘉永5年2月
	勝之助		名主見習	9.8		文久元年5月
	利平次		名主吉兵衛親後見			弘化4年6月
	祐助		名主見習勝之助親			天保2年11月
	七右衛門		組頭			天保12年11月
	佐五右衛門		組頭	2.2		万延元年2月
	幸次郎		組頭見習	6.4		万延元年7月
	鹿之助		名主	77	質物	弘化元年2月
	道助		名主	56	質物	嘉永4年9月
	才藏		年寄	18		万延元年10月
	長兵衛		年寄	5		文久元年12月
	伊兵衛		組頭	11		天保7年7月
	孫兵衛		組頭	5		天保12年11月
	八郎兵衛		組頭	13		嘉永5年12月
	善左衛門		組頭	2		天保12年11月
	佐十郎		組頭伊兵衛倅組頭見習			文久2年6月
	佐兵衛		組頭孫兵衛倅組頭見習			安政元年正月
	菊次郎		組頭善左衛門倅組頭見習			安政元年正月
善助	名主	15.3	葉種	天保14年11月		
幸助	組頭	8.2		天保14年12月		
佐兵衛	組頭	12.4	油	天保14年12月		
甚左衛門	組頭	11.9		天保14年12月		
大惣代	市右衛門	大蔵村	名主	8	水車	嘉永6年正月
	藤右衛門	中鍬村	名主	35		嘉永6年正月
小惣代	敬助	岡上村	名主三平後見	20		嘉永6年正月
	増右衛門	下麻生村	名主	破損不明	水車	弘化元年3月
	次郎左衛門	下鍬村	元名主	15	醬油造・質物	嘉永6年正月
	源右衛門	寺家村	名主	75		万延2年6月
	民右衛門	栗木村	名主	25		安政5年9月
	銀平	坂浜村	名主	29		安政5年9月
	丹次郎	下小山田村	組頭	21		天保9年6月
道案内	為吉	野津田村	百姓	1.1		嘉永2年12月
	音次郎	広袴村	百姓	6.6		万延元年3月

出典：同前細野利平家文書

「文久3年正月寄場役人大小惣代道案内人高渡世年齢役相勤始候年月書上草稿」

字帯刀を許されている⁽⁵⁾。

鹿之助は、苗字は小島で、小野路村の名主をつとめた。表2・3によれば寄場役人への就任は弘化元年（一八四四）であるが、弘化四年に就任したとする説もある。村役人として活躍するとともに、漢詩文や天然理心流の門人として有名である⁽⁶⁾。また、彼は又次郎の跡取り昌孝と義兄弟の関係であつた⁽⁷⁾。

利平次（司）は弘化四年より寄場役人をつとめている。小稿では、同家に残された「御触書之写・口上伺書之写・文政度高帳之写・弘化度圈番議定之写・同番非人分差出候書付写・御口達之覚書・御触二付請印帳・此度番銭減少方ニ付番非人分之請書」⁽⁸⁾（以下、「御触書之写等」と略す）と題された史料を使用する。

当該組合を含む武相地域は、明治期には近世の豪農層が、地方名望家として自由民権運動を展開した地域である。そのため、先行研究では、近世後期における儒学・漢詩・俳諧・生花・剣術などによる在村文化ネットワークの形成が指摘されている。また、地域の歴史意識の形成についても究明されている。さらに農兵隊による幕末の治安悪化への対応や、東海道の差村要求

に対する広域訴願運動など、豪農層の連携についてあきらかにされてきている⁽⁹⁾。

2 天保十五年圏の仕法替え

先述の通り、天保十五年には圏の仕法替えが令せられた。その内容を踏まえ、翌年七月に当該組合は、次に掲げる史料にある通り、圏について様々な取り決めを作成した。

【史料1】⁽¹⁰⁾

関東在々御改革組合寄場ニ而者、囚人御調中并寄場御預ケ之節、是迄者囚人一人ニ付番人足式人、宰領役人一人宛附添、村々分昼夜順番ニ相勤来り、場所ニ寄候而者、加役方囚人多分ニ相崇、農業繁多之節者天氣都合ニ寄、一日を争候程ニ候処、昼夜之番ニ付翌日被相休候次第ニ至り、自ら居眠囚人取逃、一同 御奉行所様江御差立ニ相成、其上尋方被仰付、不尋出候へ者、御咎等被 仰付、殊之外難義致候趣ニ候得共、毎度取逃候儀被有之、自然囚人と馴合取逃候哉ニ被 思召、番人共厳重御取調之上御差出可被成候旨、今般改而、其御

筋分御沙汰之趣被 仰渡、然ル処右等之次第、巨細被 仰上、以後番非人江組合村々分相對ヲ以相當之手当致、番申付候ハ、村々相助り都而弁利宜敷趣被及 御聽御仁恵ヲ以仕法替被 仰出、一同難有相心得、以来取極左之通

一組合寄場圍者、別紙籠絵図之通、二重ニ補理、外圍者朝鮮垣ニ致、木戸ヲメリ致置候事

一圍錠之鍵者、非常手当も有之候間、寄場役人之内手近之方江、本鍵・合鍵与引分ケ、式人相預り、囚人出入之儀者、組合道案内之ものに為致、勿論寄場役人立会メリ見届、鍵取揚可申候、囚人可申立事有之趣、番人分申出候ハ、早々役人罷越さや二而承り、決而圍出致間敷候、尤役人無懈怠時々見廻り可致事

一さや入口之錠之鍵者、囚人大小便共溜不置、其都度々取捨候ため、定番之もの江相渡置可申候、尤錠不明ケ置、其度々急度メリ可致事

一囚人食事之義者、朝者汁・香之もの、昼・夕者味噌・香之もの与へ候二付、壹人壹飯四拾八文宛、壹昼夜壹人百四拾八文、外ニ水油壹夜分凡

五勺与見積り、壹升代平均五百文之割合ヲ以、五勺代廿四文、炭代壹昼夜分三拾弍文、薪代四拾文、メ弍百四拾八文ニ而仕切、定番ニ任せ置、組合村々高割可致事

但、水油・炭・薪之義者、囚人之多少ニよらず、本文之通ニ而相賄可申候、尤諸色高直之節者、相談之上割増可致事

一組合村々之内有宿之もの悪事有之、圍入御預ケ被 仰付候節、先前取極之通、組合村々ニ而番致し可申候、尤番人足賃錢并囚人飯料、其外諸入用共、其当人分為差出可申事

(中略)

一囚人病氣之由、番人分申出候ハ、早々寄場役人罷越、容躰承り、医者ヲ呼、薬用手当致、其段巨細書取、早々御掛り御出役様江宿繼ヲ以、御注進可申上候、尤右薬用之儀者、組合村々高割ニ入可申事

一囚人異変有之候歟、万一取逃候節者、組合村々御触次第何時成共、惣人足ニ而罷出相尋可申、其外最寄組合道案内之もの相頼、手当致為尋候

二付、右入用等之儀者、組合村々高割ヲ以出金為致、若尋不出上者、以来番村々代り寄場ニ而書面差上囚人御預り申、夫令定番非人江預ケ候義ニ付、寄場役人之儀者、御奉行所様江御呼出ニ可相成、其節之入用老人一日銀五匁ツ、其外御呼出之節腰懸入用、臨時入用共是又別段高割ニ可致事

但番人并右差添人共、組合村々之代り申付候儀ニ付、本文之通一日銀五匁宛組合村々高割ニ可致候、尤等閑ニ心得、又者番人囚人江馴合、外令道具等入、或者余人江手引致候義、聊被有之候節者、諸入用共一切組合村々ニ而者不出、為^前過怠番人自分賄ニ可為致候事

一 圈内江刃物者勿論、筆墨・硯・茶碗之類、煙管・帶等決而入申間敷、手拭も式尺ニ切遣可申事

一 圏外朝鮮垣木戸令内、寄場役人・大小惣代不附添ものハ、縦令親類好身之者たり共、入為逢候儀者勿論、音信取次候儀不相成、何様之儀相頼候共、役人差函無之儀者、一切取用申間敷候、万一取次等致候儀、露頭致候ハ、無用捨其御

筋江申上候筈ニ候事

一 囚人暑中御預ケ之節者、隔日ニも行水為致、尤其時々道案内之もの呼寄、寄場役人立会不取逃様、外木戸メり致置、少茂油断致間敷、并髪月代之節茂、同断之事

一 御差立囚人繩・駕籠等之儀者、先前被 仰渡候通可仕事

一 前書之通相成候而も、万一囚人大勢ニ而圈入不相成、其外人足余分ニ入用之節者、触当次第村々令早々可罷出候事

一 圈損候節、繕入用等者、是迄之通組合村々高割ニ而出金可致事

右之通組合村々給々役人一同相談取極候上者、以來右申合ケ条之通、急度相守可申候、仍而連印致候処、如件

弘化二己年七月

小野路村組合

村々・給々

組合 三役人連印
大小惣代連印

第一条は敷地全体の構造である。圏は二重囲いで、

外囲いは木戸付の朝鮮矢来としている。第二・三条は圏の鍵の管理についてである。鍵は非常時に備えて二つ作り、寄場役人が管理し、囚人出入りの際には、寄場役人が立会い、道案内が開閉を行うこととしている。囚人が申し立てを行う場合は、寄場役人が外囲いの出入口で聞くこととし、決して鍵を開けないこととしている。外囲いの鍵は、囚人用トイレの手入れなどもあることから、定番非人が管理することが取り決められている。

第四条は囚人の食費などについて記され、第五条は組合内有宿の者が罪を犯した場合の番についてである。番人足は組合村から出し、諸費用は当人が差し出すとしている。

中略とした第六条は、定番非人についてであり、二名が交代で務めること、番人足賃金は一人一昼夜二〇〇文とすることなどを定めている。

第七条は囚人が病気になるた時の対応であり、医者呼び投薬すること、仔細を関東取締出役に報告することとしている。治療の費用は村々での高割としている。第八条は囚人逃走時などの関東取締出役の元への

出張費用、第九条は圏内に持ち込み禁止のもの、第十条は囚人への面会者や差し入れについての取り決めである。第十一条は囚人の夏場の行水と、月代の際の警固について、第十二条は囚人移送時の縄・駕籠、第十三条目は圏が定員を超えた場合の対応を定めている。第十四条目は圏の修繕費用についてであり、村々の高割としている。

右の内容は、関東取締出役が出した仕法替えの廻状を踏まえたものもあれば、当該組合独自に作成したものも確認できる。⁽¹¹⁾

さらに、同月には定番非人からも請書を取っている。その内容は前掲の史料1を踏まえたものであるため、ほぼ同内容の諸規定に対する誓約であるが、囚人の食事の準備は定番非人が行うこと、定番非人が囚人と雑談しないことなども誓っている。

以上の通り、圏の仕法替えにともない、小野路村寄場組合では圏の運営や、囚人番に関する新たな取り決めが作成されたのである。

二 安政四年囚人番人用負担方式の変更

1 有宿囚人の番人足賃負担者の変更

安政四年（一八五七）八月、関東取締出役より次のような請書の提出を求める廻状が、小野路村寄場組合に到来した。

【史料⁽¹²⁾】

囚人有宿無宿与茂預ケ中者、其組合村々所役二番可相勤答之処、場所ニ寄有宿囚人預ケ中、番人足賃身元村方分請取、且飯料も不相当ニ取立候向も有之哉ニ相聞、右者如何之心得ニ候哉、文政度御改革之御趣意、百姓共農業不精ニ而遊歩行、身持不宜、或者一時之心得違迄之義者懲メ之為圈入村預ケ等ニ致置、厚ク教諭ヲ加改心帰農可致与之義、組合村々入用之義者可成丈不相掛様、減方夫々仕法立有之上者、下々相助り候様、寄場役人始大小惣代相互ニ申合、万端厚ク心ヲ用可取計者勿論之義ニ候処、兎角組合入用相崇候哉ニ相聞候間、猶又弘化元辰年中、組合入用減方仕法其筋江申立、寄場有来圈手丈夫ニ修復致、番非人等江囚人番人付、右ニ而村々番人足并掛繩等眼前相減候次第ニ

有之、譬有宿囚人ニ候而も、身元分番人足賃可請取筋ニ無之候間、流弊有之場所者急度相改、以来所役ニ心得囚人食事之義者、握り飯・汁・香物ニ限、余計之品相好候而茂堅斷聞可申、右之段組合村々江申達、弥以取締方嚴重可被心得候
右之通今般被 仰渡、一同承知奉畏候、依之御請
印形奉差上候処、仍如件

地頭姓名

国郡村名

寄場役人連印

安政四巳年八月

同 同

大小惣代連印

関東御取締

御出役中様

別紙之通申達候間、得其意、請書者上封関東御取締御出役中様与宛、脇江朱ニ而御請書入与記、宿村継ヲ以、当月廿五日迄無遅滞千住宿江向可差越、此廻状村下刻付令請印、早々継送留分可被相返候、以上

巳八月五日 関東御取締出役印

内藤新宿 下北沢村 世田ヶ谷村 溝口村

布田村 府中宿 小野路村 木曾村

日野宿 拝島村 八王子宿 駒木野 小佛 両宿

五日市村 檜原村

右寄場宿村々

役人中

追而此請書内江者、余事之御用筋封入致間敷候事

巳八月七日朝五ツ時来ル

右の史料によると、文政改革の趣旨を述べた上で、改革組合村の入用が高騰しているという風聞があると述べている。さらに、天保十五年の仕法替えに言及し、有宿囚人の番人足賃と飯料を、囚人の人別のある村から徴収することを問題視する。以後はこの悪弊の改正と入用削減を徹底するよう命じている。

本史料では、有宿の囚人の番人足賃を人別の村に負担させていることに対して、「如何之心得」と表現し特に問題視しているのである。

右の関東取締出役の指示に対し、小野路村寄場組合では疑問をいだいたようで、出府して関東取締出役に

伺うことになった。これは、次に掲げた史料にある通り、史料²に示された有宿囚人の諸費用を、「寄場所役」と理解したことが原因であった。

【史料³】

乍恐以口上書奉伺候

武州多摩郡小野路村組合寄場役人・大小惣代、左之名前之もの一同奉申上候、今般御廻状ヲ以被仰渡候囚人圍番之儀、以来有宿無宿共所役ニ可相勤旨ニ而、組合村々江申渡、其段私共連印御請書、来ル廿五日迄^二、日光道中千住宿江向差出候様被 仰付候ニ付、寄場役人・大小惣代一同集会評儀仕候処、右者文政十亥年、関東向御取締筋御改革被 仰出、其節組合村御定、同十二丑年四月中、上武御掛り御出役吉田左五郎様・太田平助様、小野路村江御廻村之上、村々給々三役人御呼出ニ相成、四拾ヶ条并囚人御調中入用、御差立入用共出金方議定、村々三役人連印ヲ以奉差上、其上村毎同様ニ相認調印致、銘々今以大切ニ所持罷在候義ニ而、全壱組壱村之心得ヲ以諸事相互ニ申合、無違失取計成丈村入用相減候様ニとの御趣意、厚御

教諭被成下難有奉存罷在候処、去ル弘化二巳年中、囚人番之儀御仕法替被 仰出、尚又難有相心得、村々一同申合寄場園大丈夫ニ修復致、其節令番非人江申付、証文取之、圈番為致候ニ付、先年与引競候而者多分之減少ニ相成、村々一同相助り難有仕合奉存候処、今般之御趣意ニ而者、寄場而已難洪仕候義与奉存候間、無是非先年被 仰出候御請書并弘化度奉差上候書類写一同相認、左ニ奉申上候

(中略)

右之通無宿者組合村高割、有宿者人別之村方令請取来り申候、尤囚人多少ニよらず、番錢・水油・薪代共書面之通差遣、飯料之儀者老飯四拾八文宛之割合ヲ以人数ニ応し差遣、且又有宿・無宿何人入候共、右人数割合ヲ以無宿者組合村高割、有宿者人別之村方令受取来り申候、勿論定番与者乍申、平生組合村々令一切手当等遣し不申候事

右之通ニ而是迄仕来り候処、以来寄場所役ニ相成候而者難洪至極仕候間、幾重ニ茂御賢慮之程奉願上候、尤御廻状之趣未私共限りニ而組合村々江不

申聞、寄場役人・大小惣代一同連印ヲ以奉伺候、以上

山口采女知行所

武州多摩郡小野路村

寄場名主

安政四巳年八月

鹿之助

関東御取締御出役中様

(寄場役人・大小惣代連名略)

すなわち、これまで囚人番や差立に関する諸人用は、組合全体が一村のつもりで行ってきたが、今回命じられた通り、有宿囚人の諸費用を「寄場所役」としては、寄場の負担が重くなってしまうと訴えているのである。さらに、有宿囚人の諸費用は以前から人別の村に負担させていたと主張している。

実際、「御触書之写等」には、文政十二年の議定書の一部が筆写されており、そこには囚人の取調中及び差立ての費用に関して、無宿は組合村々惣高割、有宿は人別の村より差し出す、と記されている。つまり、小野路村寄場組合の面々は、有宿囚人の諸費用の負担方式は、文政改革の時に決まったものと認識している

のである。その上で、有宿囚人の費用を寄場所役にする、寄場の負担が増加してしまうことを危惧し、出府して伺ったのである。

なお、史料1の作成が弘化二年のためか、当時の当該組合では、仕法替えが天保十五年ではなく、弘化二年に実施されたと理解している。

2 関東取締出役の指示と小野路村寄場組合の対応
本節では、まず前節で見た出訴に至る過程と、それを受けた関東取締出役の指示を確認する。

【史料4】

前書（史料2―括弧内筆者注）之通御触達有之候間、火急大小惣代一同集會評談致候処、当寄場之義者外宿町与違、何之余沢茂無之、以来囚人御預之節、右諸入用等寄場所役二而、持切候義者、極々難渋二付、右所役之義為伺、同月十六日大惣代又次郎并鹿之助・利平次三人、昼時夕出府、翌十七日御取締御出役関口園十郎様御宅江罷出候処、早速御目通被 仰付候間、文政度御改革之節取極之規定、并弘化度圏補理囚人御預之節者、番非人江

番申付、右諸入用高割之仕法等、一十申上、此度御触之趣二仕候而者、必至与難義仕候由申上候処、尤之義二付、左候へ者、是迄取極之条々無落委細書取可差出、其上二而又々沙汰可及旨被仰付、十九日帰村、廿二日又候一同会合之上、不残書綴差上候処、其後九月二日又次郎老人御呼出二相成、其節御口達之趣者

一 寄場所役与申義者、其組合村々一同之所役与申

義二而、寄場而已与申事二者無之候

一 囚人之義茂以来寄場宿村江者、大抵預ケ申間敷

候

一 圏之義者、取締出役夕申付補理置候義二付、以

来火役方之囚人者、決而預り申間敷候

右之趣被仰付、四日同人帰村、十二日如例大小惣

代会合、同人夕逸々申間候二付、一同安心致シ、

即御請書調印、関戸繼二而千住宿江向差出申候、

以上

安政四巳年九月十二日 立会人

寄場名主

鹿之助

右の史料によると、大惣代又次郎・鹿之助・利平次は、八月十六日に出府し、翌日関東取締出役関口園十郎と面会し、これまでの小野路村寄場組合の圏の運営

名主後見	利平次
名主	善助
同	市三郎
年寄	文右衛門
大惣代	又次郎
同	九平
同	藤右衛門
同	市右衛門
小惣代	丹次郎
同	伊右衛門代
同	三郎左衛門
同	助次郎代
同	昶平
同	増右衛門
同	敬助代
同	宗助
同	利右衛門

方式の変遷を説明し、今回の改変が実施されると難儀である旨を上申した。この時に関口より関係する取り決め類の提出を命じられ、三名は十九日に一時帰村した。二十二日に書類を作成し、提出しており、この中には先述した文政十二年の議定書や史料一の取り決めなども含まれたと思われる。

その後、九月に入り又次郎が呼び出しを受け、関東取締出役より次の通り申し渡された。すなわち、①「寄場所役」とは寄場のみを指すのではなく、組合全体を指す、②今後、囚人は寄場に預けない、③圏は関東取締出役の命令で設置されたもので、火附盗賊改の囚人を預かつてはならない、という三点である。

①は小野路村寄場組合の誤解を正している。②は文意不明であるが、囚人は寄場への村預けではなく、極力圏入れとするという意味であろうか。

③は火附盗賊改による圏の使用を禁じたものである。理由は不明であるが、成文化せず、口頭で済ませている。なお、近隣の木曾村寄場組合の史料によれば、これ以降も火附盗賊改の囚人が寄場経由で継ぎ送られている¹⁶⁾。この囚人が圏を使用しなかったとは言い切れ

表4 囚人番関係費用の変遷

費目	文政12年		弘化元年		安政4年	
	金額	備考	金額	備考	金額	備考
番銭	600文	1 昼夜 1 人200文で 3 人分、 他に飯料 1 昼夜分148文 (3 人で448文)	400文	1 昼夜 1 人 200 文 で 2 人分	272文	2 人分
囚人 1 人 分飯料	148文	1 飯48文	148文	1 飯48文	224文	1 飯72文
水油 5 勺			24文		24文	
炭代			32文		32文	
薪代			40文		40文	

出典：「御触書之写等」

ず、③の指示は徹底
できなかつたと思わ
れる。火附盗賊改に
よる圏の利用につい
ては、節を改めて検
討したい。

又次郎が以上の指
示を受け、帰村後に
惣代層一同で請書を
作成している。なお、
同月には囚人番に関
する諸費用も変更さ
れている。本施策に
より天保十五年の仕
法替え以上に入用の
削減が求められ、小
野路村寄場組合では
新仕法を制定してい
る。文政期・弘化期
も含め、一覧にした

ものが表4である。弘化期と比べ、飯料は増加してい
るが、囚人番賃銭が削減され、囚人一人あたりの入用
合計額は安政期の方が安くなっている。

なお、安政四年の制度改変は、当然であるが各地の
改革組合村にも施行されており、近隣地域にも関連史
料を確認できる。⁽¹⁶⁾

3 火附盗賊改による圏の利用

前節で見た通り、関東取締出役は、火附盗賊改によ
る圏の利用を禁じている。「はじめに」でも触れた通り、
圏には火附盗賊改の囚人も収容されていた。火附盗賊
改は、罪人より徴収した過料銭を、活動資金として利
用していた。そのため、関東取締出役に比べると強引
な摘発が多かったと言われる。⁽¹⁷⁾

本節では上州玉村宿寄場組合の事例から、火附盗賊
改による圏の利用について補足しておく。同寄場組合
は上州南部に位置し、日光例幣使道玉村宿を寄場とす
る。利根川・烏川に挟まれた地域の村々から構成され
ていることもあり、寄場以外の村は二十四ヶ村と小規
模な組合村である。

安政二年には、当該組合において圏の囚人番をめぐり、争論が発生している。その過程で関東取締出役は、大惣代は関東取締出役の活動を支えるものであるという事実を強調し、火附盗賊改の御用をつとめてはならないと指示を出している。これは史料4と同様に、あくまで改革組合村制は関東取締出役のためのものであるという姿勢を読み取れる。また、禁止事項にも関わらず、口頭で済ませている点も類似している。

また、玉村宿寄場組合では、同年に道案内が火附盗賊改の御用宿をつとめ、廻村に備えて囚人を準備していることが問題化して、争論が発生している。

さらに、翌年には火附盗賊改の手先が御用宿と馴れ合い、罪人関係者に金銭を要求することを問題視し、火附盗賊改役所への訴願が計画されている。最終的に実行に移されたかどうかは不明であるが、本運動の計画段階で上州新町宿寄場組合・吉井村寄場組合・伊勢崎宿寄場組合・板鼻宿寄場組合、武州本庄宿寄場組合が参加しており、火附盗賊改手先に対する不満が広く高まっていたことがわかる。⁽¹⁸⁾

このような状況下、安政四年に圏の制度改変が実施

された。この折、小野路村寄場組合の惣代層は、関東取締出役より、火附盗賊改による圏の利用を禁じられている。しかし、先述の通り、これ以降も木曾村寄場組合では囚人の継送りを確認できるうえ、玉村宿寄場組合でも火附盗賊改の囚人を圏に収容した事実を確認⁽¹⁹⁾でき、ここから史料4での指示は徹底されなかったことが判明する。

ただし、安政五年には、火附盗賊改の在方廻村が円滑に行われなくなったようで、玉村宿寄場組合では、次のような史料を確認できる。

【史料5】

以継書得御意候、明春暖相催候処、弥御堅固御揃賀寿存候、然者野拙久々在出見合、就而者彼是心配被致、先頃者頼約二種々懇情之内話致之被呉候、段厚意千万忝次第二存候、在出之儀此程全相覆、先前之通心得申候、右二付、近々其節江も廻村久々二面会可致事与な不斜存居候、夫二付而も近頃在中何歟不常之様子私承知致し、在出中継もの其外手も無之、何れをも不弁之もの者厚く心痛致し罷在候、右二付而者其而已御用弁方之儀者旧来之

好身を以貴様先前之通り不相替精々御頼入候、いつ連近々手人も相廻し可申候得共、呉々も御用弁方厚被差含何分とも精々頼入候、先者前条在出中遊二付心配被致呉候儀二付、右吹聴旁々含迄此段申入候、何も乍漢略書を以早々如斯候、頓首

三月廿一日

堀荘右衛門

福嶋村

三右衛門殿

尚々当季折角被相厭候様祈上候、呉々も不遠面会万々可申談事与相楽ニ申候、以上

右は火附盜賊改与力より、当該組合大惣代三右衛門に宛てた書状の写しである。文意不明な箇所も多いが、在方での活動に支障が出ていることに対し、協力を要請している。さらに、同年四月には同人の家来喜蔵が訪問し、「在中廻村之節、何分ニ茂相頼候旨御文言、亦年始之祝詞旁々茶半斤・扇子黒骨壹対、年頭ニ被差遣頂戴仕候」と大惣代三右衛門に年始の贈り物とともに、在方での活動に対する協力を要請している。

時期的に、前節と本節で見た関東取締出役の口頭で

の指示や、本節で見た火附盜賊改の活動に対する在方の反発が影響している可能性を想定できよう。

4 小野路村寄場組合における圏の終焉

本章の最後に、小野路村寄場組合の圏が廃止される時期について考察する。慶応二年四月「囚人番銭勘定帳」には明治四年六月まで、番非人の入用請取に関する記録が記されている。その後も存続したようである。明治八年十月に、圏が萩生田半左衛門地所から橋本政直地所に移転した事実も確認できる。

このように、明治五年前後には利用されていた圏が取払われるのは、小野路村寄場組合の場合、明治十三年のことであった。

【史料(6)】

記

一 圏 壹ヶ所

但 二 三間 二間 上家及ヒ敷石共

右圏ノ義、今般旧改革寄場組合村々協議ノ上、入札払致シ候処、当郡金井村横山九兵衛へ、金八円

二而落札相成、依之敷地代建替分其外差引、左ノ
 金員旧高割ヲ以各村々江御返戻仕候間、御請取被
 下度候也

明治十三年五月

小野路村戸長 圓

一金八円也 圓売払代

内

金壹円廿五銭

明治十一年ヨリ
 同十三年迄 二ヶ年中 圓敷地代

金五拾銭

割返し金各村へ配達賃

金四銭

紙代

合金壹円七十九銭

差引残

金六円廿壹銭

旧寄場組合村高壹万四百六十五石

高百石ニ付金五銭九厘三毛

(後略)

すなわち、圈の売却が決定し、入札が実施された。
 最終的に金八円での落札となり、売却額は旧寄場組合
 村々に高割で返金されることとなったのである。また、
 売却代金の明細を見ると、明治十一年から圈の敷地代
 の立替えがなされている。個人地所内に設置されたた

め、地代を支払っていたのであるうか。

ちなみに、後略部分によると、明治十一年分は確井
 盛恭、同十二年分は細野政篤、同十三年一月から三月
 分は萩生田平右衛門が立て替えている。薄井は近世に
 は上小山田村の名主で、明治九年には第八大区副区長
 も務める人物である。このような階層のものが敷地代
 を立て替えていたのである。

なお、下総国相馬郡守谷町の圈は明治九年に売却さ
 れており、⁽²⁵⁾ 圈が明治十年前後まで存続したのは、当該
 組合のみではないようである。

おわりに

囚人の収容などに使用する圈は、天保期に各改革組
 合村の寄場に設置されていった。天保十五年には、圈
 の仕法替えが実施された。本施策は改革組合村入用の
 削減を意図したものであるが、現実には高騰し、各地
 で問題化している。

先行研究においては、これ以降の関東取締出役によ
 る圈の仕法替えについて触れられてこなかったが、小
 稿の検討の結果、安政四年に有宿囚人の諸費用を、そ

れまでの囚人の居村負担から、収容された圏のある改革組合村が負担することに変更された。この時、小野路村寄場では、囚人番人用削減のため、新たな諸費用の規定も定められた。

また、小野路村寄場組合の事例によれば、関東取締出役は圏への火附盗賊改の囚人収容を禁じている。

当該組合の圏は、明治維新後も存続し、使用の有無は不明であるが、明治十年代前半まで存続を確認できる。最終的に当該組合の圏は、明治十三年に売却されたのである。

注

- (1) 森安彦『幕藩制国家の基礎構造』吉川弘文館、一九八一年。
- (2) 宮沢孝至「江戸周辺農村の取締構造」(『地方史研究』二二四、一九九〇年)。なお、大口勇次郎氏は、武州多摩郡柴崎村の「公私日記」を事例に圏の設置を検討し、天保四年は代官宛のもので、実施は何らかの事情で延期されて天保八年に施行されたと述べている(同『徳川時代の社会史』、吉川弘文館、二〇〇一年)。
- (3) 前掲宮沢論文、前掲森著書。
- (4) 拙稿「圏の運営をめぐる改革組合村の動向」(『群馬歴史民俗』二四号、二〇〇三年)。
- (5) 渡辺奨・鶴巻孝雄『石阪昌孝とその時代』町田ジャーナル社、一九九七年。
- (6) 町田地方史研究会編『町田歴史人物事典』小島資料館、二〇〇五年。
- (7) 前掲渡辺・鶴巻著書。
- (8) 町田市立自由民権資料館寄託小野路細野利平家文書。
- (9) 渡辺奨『村落の明治維新研究』三一書房、一九八四年、岩橋清美「近世後期における歴史意識の形成過程」(『関東近世史研究』三四号、一九九三年)、前掲渡辺・鶴巻著書、杉仁「近世の地域と在村文化」吉川弘文館、二〇〇一年など。
- (10) 前掲「御触書之写等」。
- (11) 仕法替えの廻状は、次の九ヶ条からなる(『春日部市史』第三卷、近世史料編V)。(1) 外囲いのある丈夫な圏を作る。(2) 番人は圏から少し離れた所

- (3) 圏の鍵は寄場役人が預かり、囚人より申し立てがある場合は、寄場役人が圏に行つて聞く。寄場役人は時々見回りをする。(4) 囚人の食事の内容。(5) 定番非人の勤め向きと給金、圏の運営費用。(6) 定番非人の人選と、勤務中の心得。(7) 囚人が多分の時の対応。(8) 寄場と組合村が協力して、圏の運営にあたること。
- (9) 囚人護送時の縄・駕籠は、寄場村を除く組合村の村々が順番に負担すること。
- (12) 前掲「御触書之写等」。
- (13) 前掲「御触書之写等」。
- (14) 前掲「御触書之写等」。
- (15) 町田市立自由民権資料館蔵・万延二年「木曾村御留」。
- (16) 史料2とほぼ同文の廻状が、田無村に到来したことを確認できる(『公用例略記』)。さらに、所沢寄場組合に属する蔵敷村の請書の写しを確認できる(『里正日誌』第七卷)。
- (17) 桜井昭男氏「火附盗賊改の在方廻村について」(『関東地域史研究』2、文研出版、二〇〇〇年)。
- (18) 前掲拙稿、拙稿「火附盗賊改の在方廻村と改革組合村」(『国史学』一七五号、二〇〇二年)。
- (19) 例えば、安政六年三月一日には、火附盗賊御改服部儀平太家来伊之吉が「囚人長吉ヲ圏へ出遣す、伊之吉殿引立行」という記録を確認できる(『三右衛門日記』(『玉村町誌』別巻Ⅶ)。「三右衛門日記」(『三右衛門日記』は当該組合大惣代の日記である。別巻Ⅵ)。
- (20) 「三右衛門日記」安政五年四月二日条(『玉村町誌』別巻Ⅵ)。
- (21) 「三右衛門日記」安政五年四月二十七日条(『同前』)。
- (22) 前掲小野路細野家文書。
- (23) 『町田市史』下巻。
- (24) 前掲小野路細野家文書「明治十三年五月旧寄場組合村持圏売却代金割戻簿」。
- (25) 関東取締出役研究会編『関東取締出役道案内人史料』。
- (付記)
史料の閲覧にあたり、松崎稔氏・小林風氏をはじめ、町田市立自由民権資料館の方々に大変お世話になった。記してお礼申し上げます。